

環境衛生のお知らせ

ごみの分け方・出し方

ごみ出し3つのルール

■収集日の朝6時〜

8時まで

ごみを出す時間は必ず守りましょう。

悪臭や鳥獣被害の原因となるため、前日にごみを出さないでください。

■決められた

ごみステーションに

ごみステーションは世帯ごとにお住まいの地区で指定されています。

「通勤の通り道だから」「近くで捨てやすい所だから」といった理由で、指定箇所以外のステーションには出さないでください。

■きちんと分別して

ごみを出す場合は、指定された袋に分別して出してください。

ごみの分別が不十分だと収集できません。出されたごみの分別が徹底されていないため、トラブルが発生したケースもありますのでご注意ください。

「プラマーク」の分別をしつかりましょう

透明の指定袋で収集しているプラスチック製容器包装（以下「プラ容」と記載）に汚れている物や紙や金属など「プラ容」以外のものが混入すると、資源化が困難になります。汚れたものは水色の指定袋へ入れ、それ以外のは分別してそれぞれの指定袋で出しましょう。



ごみステーションは

地域みんなのものです

ごみステーション付近には自家用車を駐車しないでください。収集車が入れず、ごみ収集の妨げになることがあります。

ごみステーションは、住民の方のご協力で個人の住宅の近くに設置されているところもあります。お互い気持ちよく使えるよう、地域の皆さんで適切な管理をお願いします。

ごみを減らす3つのR

(3R運動)の推進

ものを大事に使ったり、

再利用したりしてごみを減らす工夫をしましょう。

Reduce リデュース

- ・必要なものだけを購入する
- ・詰め替え商品を選ぶ
- ・マイバックを持参する

Reuse リユース

- ・衣類をリフォームする
- ・修理して使う

Recycle リサイクル

- ・資源ごみの適切な分別
- ・リサイクル製品の購入



ごみの分け方・出し方

【ダイジェスト版】を配布

詳しいごみの分別方法は、広報10月号と一緒に配りした「ごみの分け方・出し方【ダイジェスト版】」をご覧ください。

合併処理浄化槽を

設置しましょう

10月1日は、水環境の改善と合併処理浄化槽の普及促進を図る「浄化槽の日」です。

合併処理浄化槽は、下水道処理区域以外において、家庭や事業所から排出された汚水を微生物の力で浄化する装置で、河川の水質浄化に役立っています。



以前、使われていた単独処理浄化槽（みなし浄化槽）は、水質悪化を招きます。単独処理浄化槽を使用されている方は、合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。

水環境保全のため要件を満たす合併処理浄化槽を設置する場合は、補助金が交付されます。詳しくは左記までご相談ください。

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所地域振興課

うつくしま地球温暖化防止活動推進委員養成研修会

県では、地球温暖化防止活動に関心がある方や、地球温暖化防止活動推進委員の委嘱を受けたい方を対象に、地球温暖化の現状や影響、対策等について学習し、地域の人たちと一緒に理解を深める活動を行う「うつくしま地球温暖化防止活動推進委員」を養成する研修会を開催します。

日時

11月7日(金)

午前10時30分〜午後4時

会場

郡山市総合福祉センター

研修概要

- ・地球温暖化の現状と対策
- ・地球温暖化防止推進委員の活動事例等

申込期限 10月31日(金)

受講料 無料

定員 50人(先着順)

◎問い合わせ・申し込み：

福島県地球温暖化防止活動推進センター

☎024(5256)8892